

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会事務長

年度末の互助会関係の諸手続きについて（依頼）

日頃より互助会事業へのご理解ご協力をいただきありがとうございます。年度末の互助会関係の手続きについて、次のとおり周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

1 退会に係る手続

(1) 事由別手続方法等

退会事由	退会届 (互助会・ 振興会共通)	会員証		職員別	備考
		互助会	振興会		
退職 (定年、自己都合、死亡)	不要	返却不要	県振興会へ返却※	正規・再任用	勤続年数に応じて永年勤続退職者旅行券の配付あり（正規教職員のみ）
教育委員会事務局等への異動 国大附属、県機関への転出					平成29年度以降に異動になり今回横浜市立小、中、特別支援学校（以下「市立小学校等」）に戻った場合 ・互助会は自動加入 ・振興会は加入手続が必要 平成28年度以前に異動となり今回戻った場合は互助会・振興会共に加入手続が必要
任期終了				育児休業代替任期付・臨時的任用職員（以下「任期付等職員」）	① 任期終了後、翌月以内に次の任用が開始される場合は自動継続 ② 任期終了後、翌々月以降に次の任用が開始の場合は自動継続できないため互助会が電話等で継続意思を確認

※ 返却方法は3月発行の「振興会だより」をご覧ください。

(2) 休業や無給休職の場合の会員の取扱い

事由	会員資格	手続	備考
自己啓発等休業 配偶者同行休業 大学院修学休業 自己啓発休職	中断 (会費徴収なし)	不要	・中断期間中はリフレッシュ補助券配付なし ・中断期間中に祝金等の給付事由が発生した場合は復職後から2年以内に請求可能

2 加入に係る手続

(1) 事由別手続方法等

加入事由	手続		備考
	互助会	振興会	
			③から⑨については改めて詳細を3月に通知します
① 退職後に再任用になる場合 (週38時間45分未満も含む)	不要		互助会は自動で継続加入、振興会は加入不可になります
② 自己啓発等休業、休職、配偶者同行休業、自己啓発休業の終了	不要		互助会・振興会とも手続不要で以前の会員資格が再開します
③ 海外日本人学校派遣の終了	振興会は必要な場合あり		互助会は自動で継続加入、振興会を一時退会している場合は加入手続が必要です

加入事由	手続		備考 ③ から⑨については改めて詳細を3月に通知します
	互助会	振興会	
④ 平成29年度以降に教育委員会事務局、国大附属、県機関へ異動し今回市立小学校等に戻る場合	不要	必要	互助会は自動で加入が再開されるので手続き不要です 振興会の加入については案内文書を別途送付します
⑤ 平成28年度以前に教育委員会事務局、国大附属、県機関に異動し今回市立小学校等に戻る場合	必要		互助会・振興会とも自動に再開されない為加入手続きが必要です 加入について案内文書を別途送付します
⑥ まだ一度も互助会・振興会に加入したことがない場合	必要		令和5年3月31日までに加入申込書を提出するとリフレッシュ補助券の配付対象になります
⑦ 令和5年4月1日付 新採用正規教職員	不要		加入を希望しない方のみ「加入不承諾書」を期日までに提出してください
⑧ 令和5年4月1日付 育児休業代替任期付職員	必要		互助会・振興会の加入について案内文書を別途送付します
⑨ 令和5年4月1日付 臨時的任用職員	必要		互助会ホームページ様式集からから加入申込書をダウンロードして手続きしてください

3 その他の諸手続き等

(1) 永年勤続退職者旅行引換券

ア 配付時期・配付方法

令和5年3月中旬頃に所属を通じてお届けする予定です。

イ 旅行社での引換期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※令和5年3月中は引換ができませんのでご注意ください。

※再任用教職員、任期付等職員が退職する場合は対象外です。

ウ 配付額

勤続年数10年～19年 50,000円

20年～29年 100,000円

30年以上 130,000円

(2) 退職後の団体扱い生命保険及び生活年金共済

	再任用職員の場合	勤務しない又は任期付等職員の場合
団体扱い生命保険	団体扱い継続可能	・個人扱いに変更になります ・支払い方法等は契約保険会社に相談してください
生活年金共済	継続加入	自動的に3月末で脱退します

(3) 令和5年4月1日付の人事異動に際しての互助会への手続き、市立小学校等間での人事異動の場合は所属変更等の手続きは不要です。

連絡先 横浜市立学校教職員互助会

電話 045-305-6800 FAX 045-620-9012